

新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免「簡易自己判定シート」

■世帯の主たる生計維持者について

世帯の生計を主として維持する者であり、保険料減免を受ける被保険者と同一世帯に属する者です。

■減免対象保険料について

令和4年度分の介護保険料で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。また、令和3年度相当分の介護保険料で、令和3年度末に資格を取得したこと等により、上記期間に普通徴収の納期限が設定されているもの。

《令和4年度分の介護保険料》

【前提】 令和3年中の収入の申告が済んでいること。
令和3年中の所得が0やマイナスでないこと。

【質問1】世帯の主たる生計維持者は、新型コロナウイルス感染症により、死亡または重篤な傷病※を負いましたか？
(※) 重篤な傷病とは、感染から治療終了まで1か月以上の期間がある場合とし、
宿泊療養や自宅療養に係る期間も通算することができます。

はい

いいえ

【質問2】世帯の主たる生計維持者は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年中の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれますか？

いいえ

はい

【質問3】世帯の主たる生計維持者の令和4年中の事業収入等のいずれかの減少額が、令和3年中の当該事業収入等の額の10分の3以上ですか？

いいえ

※国、都道府県及び市町村から支給される各種給付金は事業収入等を含めません。

はい

【質問4】減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下ですか？

いいえ

はい

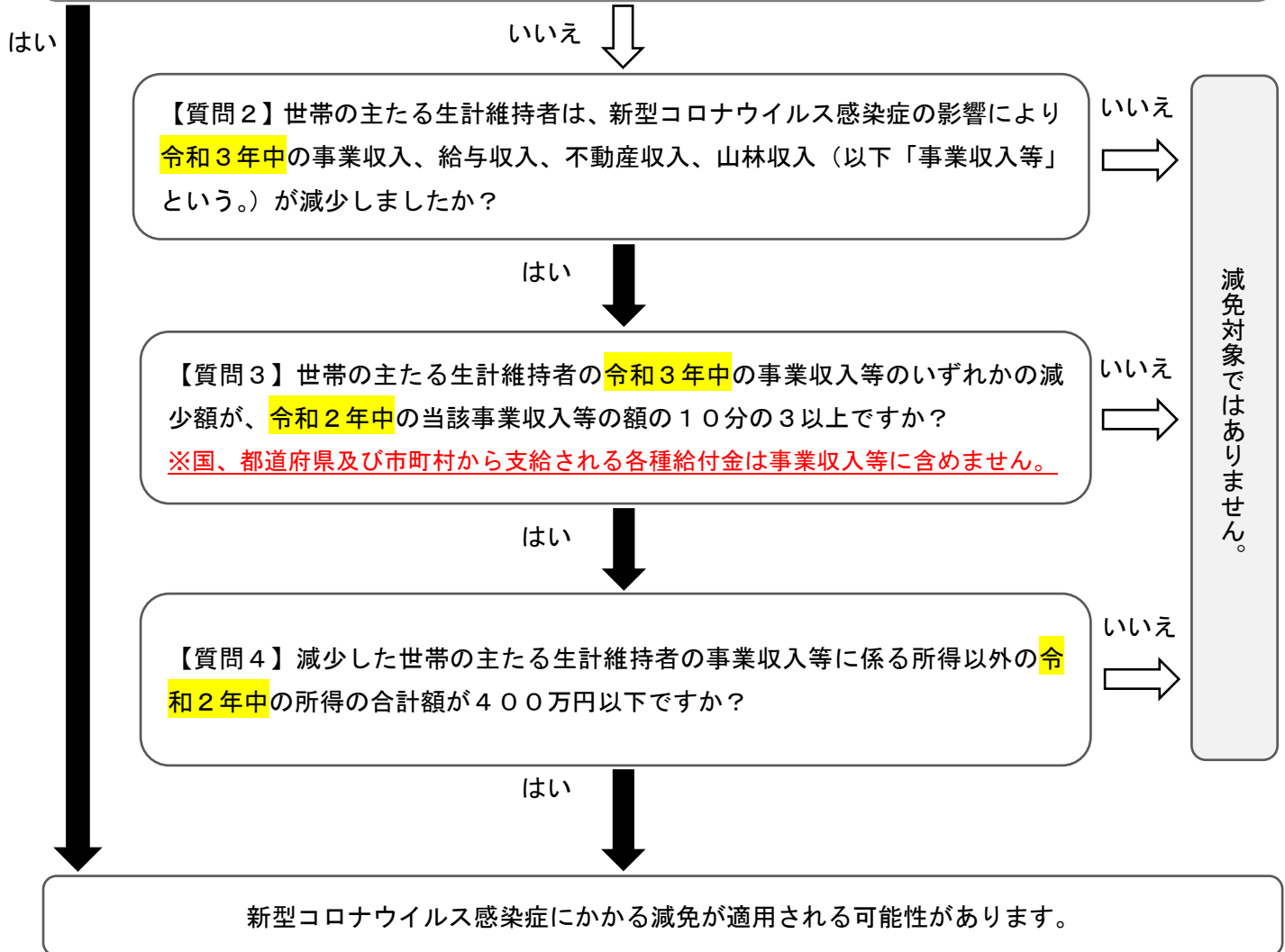
減免対象ではありません。

新型コロナウイルス感染症にかかる減免が適用される可能性があります。

《令和3年度相当分の介護保険料》

【前提】 令和2年中、令和3年中の収入の申告がお済であること。
令和2年中の所得が0またはマイナスでないこと。

【質問1】 世帯の主たる生計維持者は、新型コロナウイルス感染症により、死亡または重篤な傷病※を負いましたか？
(※) 重篤な傷病：感染から治療終了まで1か月以上の期間がある場合



【質問2】 世帯の主たる生計維持者は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年中の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入（以下「事業収入等」という。）が減少しましたか？

【質問3】 世帯の主たる生計維持者の令和3年中の事業収入等のいずれかの減少額が、令和2年中の当該事業収入等の額の10分の3以上ですか？
※国、都道府県及び市町村から支給される各種給付金は事業収入等に含めません。

【質問4】 減少した世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和2年中の所得の合計額が400万円以下ですか？

新型コロナウイルス感染症にかかる減免が適用される可能性があります。